

四半期報告制度の概要

本年6月7日に可決成立し、6月14日に公布された証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)により、証券取引法は「金融商品取引法」に改組され、四半期報告制度が新設される。

1. 対象会社

有価証券報告書を提出しなければならない会社(外国会社を含む。)のうち、証券取引所に上場されている有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの。

(注) 政令では、上場会社を基本として規定する予定(上場している協同組織金融機関を含む。)

2. 提出義務

事業年度が3月を超える場合、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間(政令で定める期間を除く。)ごとに四半期報告書の提出を義務づけ。

(注1) 開示対象期間を当該四半期会計期間とするか期首からの累計期間とするか、第4四半期を対象とするか否か等については、企業会計基準委員会(ASBJ)における検討を踏まえ、政府令で規定。

(注2) 上場会社については、半期報告制度を四半期報告制度に統一。それ以外の会社については、引き続き、半期報告制度が維持されるが、四半期報告書の任意提出も可能。

3. 開示内容

当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を開示。

(注) 四半期連結財務諸表及び非財務情報の開示を基本に、具体的な様式は内閣府令で規定。

4. 銀行、保険会社等の取扱い

単体かつ半期ベースで自己資本比率に係る規制を受ける特定の事業を行う会社(内閣府令で銀行、保険会社等を定める予定。)については、上記3の記載事項に加えて、第2四半期において単体ベースの財務諸表の記載を義務づけ(内閣府令で規定。)

5. 四半期財務諸表に係る会計処理基準

四半期連結財務諸表は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により作成。内閣府令は、企業会計基準委員会(ASBJ)における検討を踏まえて規定。

6. 四半期財務諸表に係る監査証明

四半期連結財務諸表については、公認会計士又は監査法人による監査証明を義務づけ。監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によって行わなければならない。内閣府令は、企業会計審議会における検討を踏まえて規定。

7. 提出期限

四半期報告書は、各四半期終了後45日以内の政令で定める期間内に提出。

ただし、特定の事業を行う会社(銀行、保険会社等)の第2四半期報告書については、単体の財務諸表の記載を求めることから、第2四半期終了後60日以内の政令で定める期間内に提出。

8. 公衆縦覧期間

提出日から3年間(半期報告書と同様)。

9. 虚偽記載等に対する行政処分等

内閣総理大臣は、四半期報告書のうちに重要な事項について虚偽記載等がある場合には、訂正報告書の提出を命ずることができる。

内閣総理大臣は、重要な事項に虚偽の記載がある四半期報告書を提出した発行者に対し、課徴金の納付を命じなければならない。

10. 罰則

重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した者に対し、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科。法人に対しては5億円以下の罰金(半期報告書と同様)。

四半期報告書を提出しない者に対し、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科。法人に対しては1億円以下の罰金(半期報告書と同様)。

11. 虚偽記載等に対する民事責任

四半期報告書のうちに重要な事項について虚偽記載等がある場合、

(1) 四半期報告書の提出会社は、当該発行者の有価証券を取得した者に対し、当該虚偽記載等により生じた損害について賠償責任を負う。

(2) 四半期報告書の提出会社の役員又は虚偽証明を行った公認会計士又は監査法人は、当該虚偽記載等があることを知らないで当該提出会社の有価証券を取得した者に対して損害賠償責任を負う。

ただし、故意又は過失がなかったことを証明した場合には、損害賠償責任を負わない。

12. 適用期日

平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

(以 上)